

～地域で共に生きる障害者福祉の推進～
「京丹後市障害の特性に応じたコミュニケーション促進条例」および
「京丹後市手話言語条例」について

平成31年2月20日
京丹後市役所

京丹後市では、障害者福祉の推進のため、「京丹後市障害の特性に応じたコミュニケーション促進条例」および「京丹後市手話言語条例」制定について、3月定例会において提案します。

条例の概要

◆「京丹後市障害の特性に応じたコミュニケーション促進条例」

障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関し、基本理念を定め、市の責務及び市民、事業者の役割を明らかにするとともに必要な施策を推進し、全ての市民が、障害の有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重し合いながら繋がり合い、地域の一員として安心・快適な日常生活及び社会生活を営むことができる共生社会の実現を目指す。

- ・コミュニケーション手段の利用機会の確保
- ・地域の一員として安心・快適な日常生活及び社会生活を営むことができる共生社会

◆「京丹後市手話言語条例」

手話は、手指や体の動き、顔の表情を使って視覚的に表現する独自の体系を有する「言語」であるという認識を普及するため、基本理念を定め、市の責務及び市民等の役割を明らかにし、手話に対する理解の促進及び手話の普及を図り、手話が使いやすい環境を整える。ろう者をはじめ手話を必要とする人が、言語としての手話でコミュニケーションを円滑に図れるよう、様々な場面において手話が使いやすい社会の構築を目指す。

- ・「手話は言語」であるという認識と理解の普及
- ・手話が様々な場面で使いやすい環境づくりを進める

2つの条例に係る主な施策

- ①コミュニケーション手段の利用に対する理解の促進
- ②コミュニケーション手段を学ぶ機会の提供
- ③コミュニケーション支援従事者の養成
- ④コミュニケーション手段を利用した情報発信
- ⑤学校、事業者等が行う学習や活動の支援

施行日

平成31年4月1日 ※議会承認後

問い合わせ先

障害者福祉課 TEL 0772-69-0320 FAX 0772-62-1156

